

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	幼保連携型認定こども園 愛染園南港東保育園
運営法人名称	社会福祉法人 石井記念愛染園
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園
代表者氏名	園長 森典子
定員（利用人数）	75 名
事業所所在地	〒 559-0031 大阪市住之江区南港東1-6-3-101
電話番号	06 - 6612 - 1800
F A X 番号	06 - 6612 - 1820
ホームページアドレス	https://www.aizenen.or.jp/rinpo/info/nanko
電子メールアドレス	
事業開始年月日	2018年4月1日
職員・従業員数※	正規 16 名 非正規 7 名
専門職員※	幼稚園教諭19名 保育士20名 管理栄養士1名 調理師1名 子育て支援員1名
施設・設備の概要※	[居室] [設備等] 0-5歳児クラス保育室 トイレ 調理室 職員室 相談室 園庭 多目的室 ロビー

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	2020 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

自然に恵まれたのびのびした環境で、一人ひとりの子どもが、いきいきと過ごせる園を目指しています。
自然に恵まれたこの地域で、子どもたちは毎日思いきり戸外に出て、友だちと楽しく遊んでいます。
そんな子どもたちをいつも温かい眼差しで見守ってくださっている地域の方との交流を大事にしています。
様々な人との出会いや体験、友だちとの仲間作りを通して、「自分を大切に、相手を大切にする子ども」に育ててほしいと願っています。
いつも子どもたちの笑顔がみれるようにと考えながら・・・、保護者の方と一緒に子どもの育ちを育んでいきたいと思ひます。

【施設・事業所の特徴的な取組】

本園は、創設者・石井十次の精神を継承し、現在に至るまでその理念を風化させることなく運営に反映させている点が大きな特徴である。定期的な集まりやイベントを通じて創設者の思いを共有し、日々の保育実践の中にその精神を根づかせていることが確認される。また、理念に基づいた全体的な計画が職員全体の参画によって策定され、子どもの最善の利益を重視した保育が実施されている点も評価される。加えて、外国籍家庭が半数以上という多文化環境下においても、「のびのびとした生活」「木のぬくもりを感じる環境」「多様な体験活動」が保護者から高く評価されており、文化差異を超えた安心感と信頼感を築いている。こうした保育の質の高さとともに、試行錯誤を重ねながら職員全体で取り組む文化が根付いている点も本園の特色である。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人このぼ		
大阪府認証番号	270068		
評価実施期間	2025年8月4日	～	2025年9月30日
評価決定年月日	2025年10月1日		
評価調査者（役割）	2401C036	（	運営管理・専門職委員）
	2301C003	（	運営管理・専門職委員）
		（	）
		（	）
		（	）

【総評】

◆評価機関総合コメント

本園は、創設者である石井十次の理念を保育実践の根幹に据え、その精神が今日の園運営にも色濃く反映されている点が非常に印象的であった。理念や基本方針は明文化されており、職員への周知や保護者への説明も丁寧に行われている。特に、理念に基づく運営方針の中に、子ども一人ひとりの尊厳や権利を尊重する姿勢が明確であり、保育の質向上に向けた組織的・計画的な取り組みが実施されている。PDCAサイクルを活用したカリキュラム会議や自己評価制度、職員の研修体制も整備されており、保育の質の持続的な改善に寄与している。また、保育内容についても多様な体験を通じて子どもの興味関心を引き出す工夫がなされており、保護者からの信頼も厚い。外国籍保護者が多いという特色に応じた対応も適切で、情報の「見える化」や言語配慮、参加機会の多様化など、多文化対応の視点も評価できる。地域連携にも積極的であり、保育を基軸とした公益的な役割を果たしている。今後も創設者の理念を礎に、さらなる質の向上と地域貢献の深化が期待される。

◆特に評価の高い点

創設者の理念が全職員に浸透し、日々の保育に具体的に反映されている点は極めて高く評価できる。理念に基づく行動指針が明文化され、組織全体で共有されており、保育内容や職員の関わりに一貫性がある。また、多文化環境においても、保育の質を損なうことなく、全ての子どもと保護者に対して平等かつ丁寧な対応がなされている。さらに、保護者アンケートでは、「のびのびとした園生活」や「多様な体験」「安心して預けられる環境」など肯定的な意見が多く見られた。職員の意欲と専門性の高さ、研修制度の充実、そして改善への積極的な姿勢が保育の質の高さを支えており、これらの要素が相まって園の信頼性を高めている。

◆改善を求められる点

全体として高い水準を維持しているが、多文化・多言語環境における情報共有のさらなる工夫が求められる。具体的には、日々の子どもの様子や感染症情報などについて、写真・ピクトグラム・やさしい日本語などを用いた「見える化」の強化が望まれる。また、保護者間の参加スタイルの多様性に配慮し、行事参加の選択肢やアクセス方法の工夫（オンライン、資料配布等）を進めることが、さらなる満足度向上につながる。こうした改善により、文化的背景の異なる保護者も含め、より一層安心できる保育環境が実現されると考えられる。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたびの第三者評価を通じて、創設者の理念が現在の運営や保育内容にしっかりと根づいていることを再確認でき、大変意義深い機会となった。日々の保育における工夫や改善活動が評価され、職員一人ひとりの努力が認められたことは、大きな励みとなっている。一方で、多文化環境における情報提供や参加機会の在り方など、今後の改善課題も明確となった。今後も保護者や地域の声に耳を傾けながら、創設者の思いを大切に、誰もが安心して過ごせる園づくりを継続していく所存である。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	事業者は理念や基本方針を明文化し、ホームページや広報紙、パンフレットなどで関係者に周知しており、職員への周知も研修や説明会で丁寧に行っている。理念は、法人の目的や方向性を踏まえた内容で、職員の行動規範としても整合性が保たれている。また、保護者への配慮も行き届いており、わかりやすい資料の作成や定期的な説明が実施されていることから、継続的な取組が確認できる。これにより、事業者の基準達成が十分に図られていると判断される。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	事業者は、社会福祉事業の動向を業界紙や報道で具体的に把握・分析し、地域の福祉計画の動向も確認していることから経営環境の把握・分析が行われていると判断できる。また、地域特性や変化に対応し、経営環境や課題を具体的に把握し分析している。定期的に保育のコスト分析や利用者の推移も実施しており、長期的視野で事業経営を進めていくための情報を適切に収集し分析していることが確認できるため、高い評価が可能である。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづいて経営課題を明確にし、具体的な取組が進められていることが評価できる。毎月開催される事業運営会議は、役員間での共有を確保し、隣保連絡会議は組織的な分析を行う場として機能している。さらに、人材確保を最重要課題として掲げ、保育の質の向上を目標とする組織的な取組が行われていることが分かる。これにより、経営環境の変化に対応した具体的な改善施策が実施されていると判断できる。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	提出された取り組み内容と評価の着眼点から、中長期計画が理念やビジョンに沿って具体的に策定されていることが確認できる。取組内容では、経営課題の分析や保育環境の向上、教職員の資質向上、施設の改修計画が具体的に示されており、中長期計画として望ましい要素が整っている。また、計画の見直しも適宜行っている点から、計画の実施状況を評価し、改善していることが分かる。このような取り組みによって、事業の安定性や将来性の確保が図られている。	

1-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	単年度の計画において、中・長期計画の内容を具体的に反映していることが確認できる。具体的には、中・長期の計画を基に、単年度における事業内容が明確に示されており、数値目標や具体的な成果が設定されているため、実施状況の評価が可能である。さらに、事業計画が実行可能な内容として示されており、行事計画に止まらない内容になっている。これらの点から、中・長期計画がしっかりと単年度の計画に反映されていると判断される。	
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
1-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画の策定において、職員の参画や意見の集約・反映が行われ、計画は適切に策定されています。さらに、計画期間中の実施状況は、あらかじめ定められた時期と手順に基づき把握・評価され、その結果に基づいて見直しも行われています。また、事業計画は職員に対する理解を促進するための取り組みが実施され、周知に努められています。これらの取り組みによって、組織的かつ包括的な事業計画運用が実現されています。	
1-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業者の取組内容では、事業計画と方針について全保護者対象の大会で説明し、理解を促すための概要説明書を配布する工夫をしている。また、日常の活動や行事を通じて、趣旨や方針を口頭やお便りで周知することで、保護者等の理解を深める努力が見られる。さらに、外国ルーツ家庭や特別な配慮を要する保護者には個別の説明を行うことで、理解を得るための配慮がある。これらの取り組みにより、事業計画が保護者等に周知され、理解を促すための取組が十分に行われていることが判断できる。	

		評価結果
1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
1-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能していると判断される。PDCAサイクルに基づいたカリキュラム会議や食育会議を開催し、保育計画や支援計画を定期的に見直す体制が整っている。また、組織的な自己評価と第三者評価を年に1回以上実施しており、それらの評価結果を基に分析・検討する場が組織として確立されていることから、組織全体での質向上への取り組みが十分に機能していると考えられる。このように、組織として継続的に改善活動を行っている点が評価される。	
1-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	事業者は評価結果を分析し、それに基づく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られている。さらに、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みも整っている。具体的な取り組みとしては、評価の取り組みを正規常勤職員を主軸に行い、解説書に文章化し、課題の達成度を記録している。また、改善策は計画的に行われており、改善の実施状況の評価を実施し、必要に応じて計画の見直しも行っていることが確認できる。これにより、改善策や改善実施計画を立て実施している状況が認められると判断される。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	施設長は保育所の経営・管理に関する方針を明確にし、会議を通じて職員に表明している。また、保育所内外の広報紙に役割と責任を掲載し、周知を図っていることが確認できる。さらに、職務分掌等についても文書化され、会議や研修において表明されており、平常時と有事における役割と権限委任についての明確化も行われている。取り組み内容からも理念に基づく運営方針を示し、地域活動を通じて職員や地域住民との信頼関係を築くための具体的な行動があることが認められる。以上のことから、施設長の取組は優れており、職員に対して自らの役割と責任を十分に理解させていると判断される。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者との適正な関係を保持していることが確認できる。法令遵守に関する研修や勉強会への参加、幅広い分野についての法令遵守の取組を行っているため、理解の深化が進んでいると考えられる。また、職員に対しても、法令を周知し具体的な取組を行っていることが確認できた。これにより、施設全体でのコンプライアンス意識の向上に寄与していると判断される。したがって、積極的な取組が行われていると評価される。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は保育の質の向上に関する課題を的確に把握・評価し、具体的な改善策を示している。さらに、組織内での協議を通じて体制を整え、保育の質の向上を図る活動への積極的な参加を行っている。職員の意見を反映し、教育・研修を充実させる取り組みもなされていることから、組織としての取組に対して十分な指導力を発揮していると判断される。施設全体の保育の質を高めるための具体的な成果が認められ、将来的な展望も期待できる。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	事業経営の改善や業務の実効性向上に向けて、施設長は人事、労務、財務を踏まえた分析を行っていることが確認できる。また、組織の理念や基本方針の実現に向けた具体的な取り組みが実施されており、これにより職員が働きやすい環境が整備されている。さらに、経営の改善を目指し、組織内に同様の意識を形成するための取り組みも行われており、組織全体で効果的な事業運営を目標とした具体的な体制構築ができていると判断される。このように、施設長は指導力を十分発揮しており、経営と業務の改善に向けた取り組みを積極的に進めている。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	事業者の取組みは、福祉人材や人員体制の具体的な計画が確立され、計画に基づいた取組が実施されていることを示しています。具体的には、保育組織として就職フェアや保育実習の機会提供、ホームページのリニューアルといった人材確保の活動が行われています。また、地域全体での福祉人材の確保に向けた連携が図られ、福祉ニーズに対応する専門性のある職員の育成にも積極的に取り組んでいます。業務負担軽減のための非常勤職員や保育補助の活用、職員のモチベーション向上策も実施されており、計画に基づく実効性が確認されます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	事業者の取組内容を見ると、法人の理念に沿った人事考課制度の導入や職種・等級別に具体的な評価基準を設けて職員の専門性や職務遂行能力を公正に評価していることが確認できる。また、昇格基準が明確であり、面接を通じた職員への周知も行われている点が優れた実施例である。さらに、評価会議を通じた職員処遇の水準についての評価・分析がなされ、その結果をもとにした改善策の実施があるため職員が将来のキャリアを見据えた意見を自由に述べられる環境が整備されている。これらの取組により、総合的な人事管理がしっかりと実施されていると判断できる。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	事業者は、職員の就業状況や意向を把握するための仕組みを構築しており、それに基づく労務管理の責任体制も明確である。具体例として、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認しており、心身の健康と安全の確保に努めている。また、職員が相談しやすい環境を整備しており、悩み相談窓口も組織内に設置されている。さらに、ワークライフバランスを考慮した勤務体制を整えるために人材の確保を行い、改善策を福祉人材や人員体制に反映して実行しているため、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいると判断される。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	職員の育成に向けた取り組みが適切に行われていると判断される。組織として「期待する職員像」が明確化され、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みも構築されている。個別面接を通じて保育所の目標や方針が徹底され、職員一人ひとりの目標が適切に設定されている。また、中間面接や年度末の面接により、目標達成度の確認が行われている。これにより目標管理制度が適切に運用されていると言えるため、高い評価に至った。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	事業者は職員の教育・研修に関する基本方針や計画を明確に策定している様子がうかがえる。職員に期待される姿勢やスキルが明示され、研修マニュアルに具体的な研修内容が記載されている。また、OJTや外部研修を含む多様な研修企画が制度化され、継続的に実施されている。さらに、研修内容の評価・見直しが定期的に行われ、次回計画へのフィードバックも実施されている点から、教育・研修が計画的に行われていると判断できる。	

II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	事業者は職員一人ひとりの知識・技術水準、専門資格の取得状況を把握し、新任職員を含めた個別のOJTを実施している。また、経験年数別や職種別、テーマ別による研修機会を提供し、職務や必要な知識・技術水準に応じた教育・研修が行われている。さらに、外部研修の情報提供や参加の勧奨も継続的に行われており、職員が教育・研修に参加しやすい環境が整えられている。これらのことから、教育・研修の機会が確保され、適切に実施されていると判断できる。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	事業者は実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、マニュアルを整備している。また、専門職種の特性に配慮したプログラムを用意し、指導者に対する研修を実施している。保育養成校との研修懇談会や日常の情報交換を通じて連携を強化し、実習期間中の教員の訪問を通じて継続的な連携を維持している。これにより、実習生が実習に臨めるような環境の整備や効果的なプログラムが整備されていると判断できる。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	取り組み内容では、ホームページを活用して法人の理念やこども園の方針、決算情報、役員名簿、定款といった各種情報が適切に公開されている。また、広報紙や毎月発行される情報誌を通じて法人の存在意義や方針を広く社会に周知し、地域に対する理解を深める努力がされていることから、保育所の事業や財務等に関する情報が適切に公開されていると判断できる。このため、透明性確保のための取り組みが十分に行われていると評価される。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	本事業者は公正かつ透明性の高い経営・運営のための取り組みをしっかりと行っている。具体的には、保育所の事務、経理、取引に関するルールや職務分掌が明確にされ職員に周知されており、必要な手続きが整備されている。また、大阪市による監査だけでなく、公認会計士による専門的な指導も受けており、内部監査も定期的に実施されていることが確認できる。さらに、これらの監査結果や指摘事項に基づき、実際に経営改善を行っており、適正な運営を目指す体制が整っているといえる。したがって、取組内容は非常に評価されるものである。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は地域との関わり方について基本的な考え方を明確にしており、こども園が地域福祉施設としての役割を果たす姿勢を示している。さらに、利用できる社会資源や地域情報の収集と提供が行われており、保護者への情報提供も積極的である。子どもと地域との交流の機会も定期的に設けられ、地域住民を招いた行事や相談会の開催などが証拠として挙げられている。これらの取り組みにより、子どもの地域との交流を広げるための地域への働きかけが積極的に行われていると判断される。	

II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
(コメント)	事業者はボランティアの受入れに関する基本姿勢を明確にし、さらに地域の学校教育への協力についても基本姿勢を明文化している。また、ボランティアの受入れには、登録手続や配置、事前説明等を含むマニュアルが整備され、具体的な手順がしっかりと構築されている。子どもとの交流を図る視点での研修や支援も実施されており、ボランティア受入れの体制が十分に整備されているため、高く評価できる。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	事業者は、子どもや保護者を支援するために必要な関係機関・団体との連携を適切に行っている。具体的には、要保護児童対策地域協議ケース会議を定期的の実施し、保健福祉課長などの関係機関と連携しながら改善案を提案している。また、提出された文書や資料を通じて情報が体系的に共有されているため、職員間での連携強化が図られていると判断できる。地域の関係機関とのネットワークを活用して、子どもにより良い保育を提供するための体制が整っていると考えられる。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	取り組みは地域の福祉ニーズや生活課題の把握に積極的である。ちびっこクラブの設立時からの継続的な実施により、専門的な視点から子どもたちへの支援が行われている。地域の福祉向上を目的とし、ただイベントを行うだけではなく、地域住民や関連団体と連携し、多様なニーズに対応し続ける姿勢が確認できる。加えて、地域に住む子育て世帯に限らず、あらゆる世代や背景を持つ人々にも開かれており、交流の機会が多い点からもニーズ把握の積極性がうかがえる。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	事業者は地域のニーズに基づく具体的な福祉事業を計画し、実施している。地域の子育てひろば（ちびっこクラブ）を通じて、園の遊び場提供や子育て相談を行い、専門性を活かした支援を展開している。さらに参加者から地域情報を収集し、園内でその役割について協議を行っている。この取り組みは、地域の子ども育成や支援に積極的に関与し、地域の問題解決やコミュニティのつながり形成に寄与していると判断される。	

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
III-1 利用者本位の福祉サービス		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みには、子どもを尊重した保育の基本姿勢が明示されており、組織内での共通理解を深めるための具体的な努力が見られる。理念や基本方針において、子どもの権利条約に基づく「子どもの最善の利益」や「人権」の尊重が具体的に示されている。さらに、子どもの人権に関する研修が徹底的に行われ、職場研修や会議も含めて、組織内での理解を促進する様子が確認できる。また、子ども同士が互いを尊重する心を日常の保育で育むための実践がなされており、全体的に子どもを尊重した保育について十分に配慮されていると評価できる。	

III-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、プライバシー保護に関する規程・マニュアルをしっかりと整備し、職員への研修を通じてその理解を図っている。また、具体的な保育実践として、オムツ交換や着替えの配慮により、一人ひとりの子どもにふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを確実に守っていることが確認できる。さらに、保護者へのプライバシー保護の取り組みの周知も行われているため、総合的に見てプライバシーに配慮した保育が実施されていると分かる。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、利用希望者が保育所選択に必要な情報を積極的に提供していると評価される。具体的には、理念や基本方針、保育所の特性が紹介された資料が公共施設等で広く配布されており、言葉遣いや図解が工夫されたわかりやすい内容となっている。また、利用希望者に対して個別に丁寧な説明を実施し、見学希望にも応じている。さらに、園内での体験の機会も提供されており、説明内容の定期的な見直しも行われている。これらにより、多様な情報提供と利用者視点に基づく対応が図られていると判断された。	
III-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意取得において、すべてのチェック項目においてチェックがついていることから、保護者等に対してわかりやすく説明し、同意を得ていることが確認できる。特に、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮がされており、書面での同意取得も行い、特に配慮が必要な保護者への対応もルール化されている点が高く評価される。また、保護者の意向に応じた個別対応が取られており、その過程で書類の改訂を行うなど、権利を守る姿勢が示されている。	
III-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みによれば、保育の継続性に十分に配慮していることが確認できる。具体的には、転園や卒園に際して、申し送りやこども園児童保育要録の作成を行い、転園先や小学校へ提供している。また、個別面接を通じて、保育の継続性に対する配慮がなされている。さらに、保育所の利用終了後にも相談担当者や窓口を設置することで、保育の継続性を確保する体制が整備されている。これらの取り組みにより、子どもや保護者の意向を踏まえた連携が十分に図られており、保育の継続性を考慮した取り組みが行われていると判断される。	
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	この事業者は、利用者満足を把握するための仕組みを整備しており、具体的な改善策を講じている。日々の保育の中で子どもの満足を把握し、保護者に対する満足度調査や個別の相談面接を定期的の実施している。また、職員が保護者会に出席し、利用者満足に関する調査結果を分析・検討するための会議も設けている。アンケートを通じて出された課題について改善を行うなど、利用者の意見を具体的な保育の改善に反映する取り組みを行っているため、利用者満足向上への積極的な取り組みが確認できる。	
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	事業者は苦情解決のための体制を整備しており、具体的には苦情受付担当者として主任、解決責任者として施設長を定めている。また、第三者委員も設置されており、これらの情報は利用者に向けて掲示物やパンフレットを通じて周知されている。さらに、苦情受付から解決までのプロセスが適切に記録され、保護者へのフィードバックが確実に行為れ、結果も公表される仕組みとなっている。保育の質向上のための取り組みも進められており、総じて苦情解決の仕組みが機能していると判断される。	

III-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	事業者は保護者が相談したり意見を述べる際、複数の方法や相手を選択できる環境を整備している。また、保護者がこの環境を理解できるよう、わかりやすく説明した文書を作成し、配布や掲示を行う取組も行っている。相談や意見を述べるためのスペースの確保にも配慮している。取組内容からは、複数の相談手段や匿名性を保つ方法などが提供されていることが確認でき、保護者への説明もパンフレットに記載しており、周知徹底している点が評価される。	
III-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	事業者は保護者とのコミュニケーションを重視し、意見を述べやすい環境を整えている。意見箱設置やアンケート実施により積極的に意見を収集し、対応マニュアルを整備して迅速な対応を図っている。また、取組内容には保育の質向上に向けた具体的行動が含まれており、これを担う職員のスキル向上にも力を入れている。このように保護者の意見を把握し、組織的かつ迅速に対応する体制が整備されている。	
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
III-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	リスクマネジメント体制がしっかりと構築されていることが確認できる。具体的には、リスクマネジメントの責任者を明確にし、委員会が設置された体制が整備されている。また、職員に対して事故発生時の対応マニュアルが周知され、事故防止策や安全確保策について定期的な評価・見直しが行われている。さらに、事例収集をもとに職員参画のもと発生要因を分析し、改善策や再発防止策の検討・実施が行われていることから、体制の充実ぶりがうかがえる。評価着眼点にチェックがあり、事例収集や、消防署との連携も日常的に行われているため、取り組みは十分であると判断される。	
III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症の予防策が適切に講じられており、発生時の対応に関しても組織的な体制が整備されていることが確認されている。マニュアルが作成され、職員に周知されているほか、定期的に勉強会を開催し、予防策と対応策の見直しが行われている。保護者への情報提供も適切に実施されており、感染拡大防止のために保育環境の見直しなど具体的な取り組みが行われている。また、行政との連携体制も確立されており、これらの総合的な取り組みにより評価に値する。ただ、多文化・多言語環境の変化が著しいため、情報提供は引き続き試行錯誤を要する。	
III-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
(コメント)	事業者は災害に備えるための取り組みを多角的に実施している。具体的には、災害時の対応体制を明確にし、職員に周知させていることが確認できる。また、立地条件を踏まえて建物や設備の安全対策を講じており、食料や備品のリストを作成し定期的に管理するなど備蓄の整備を行っている。さらに、地域の行政や消防署、警察との連携を確立し、体制を持って定期的な訓練を実施している。これにより、子どもたちの安全確保に対する組織全体での積極的な取り組みが行われていると評価される。	

		評価結果
III-2 福祉サービスの質の確保		
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a

(コメント)	事業者の取組内容には、教育・保育が子どもの権利条約に基づき、こども主体の保育を進める取り組みが明示されている。標準的な実施方法が適切に文書化され、子どもの尊重やプライバシー保護の姿勢も明確である。さらに、職員への周知徹底のための方策や、実施確認の仕組みも整備されており、文書に基づいた保育が行われている。このような実践が画一的なものにならないよう工夫されている点から、評価基準を十分に満たしていると判断される。	
III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	標準的な実施方法の検証・見直しに関して、事業者はPDCAサイクルを用いて日案、週案、月案を朝礼やカリキュラム会議で定期的に見直している。さらに、学期ごとや年度の始めと終わりに会議を開催し、次年度の計画に反映させている。これにより、クラスごとの教育・保育の実施方法が組織的に見直され、意見箱やアンケートを通じて職員からの意見を収集し、保育の質向上に努めていると判断される。定期的かつ体系的な見直しが行われ、組織的な改善の仕組みが整備されている。	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	アセスメントに基づき指導計画を作成する体制が確立されており、それに基づく取り組みが具体的かつ適切に実施されていることが確認できる。具体的に、入園前に園児と家庭の状況についてのアセスメントを行い、職員間で情報を共有し、多職種の関係者との合議を行っている。さらに保護者の意向を反映した指導計画を作成し、計画にはさまざまな関係者の意見が反映されていることが示されている。加えて、計画の実施や振り返り・評価の仕組みも構築され、効果的に機能している。また、要保護児童や要支援児童に対する個別対応策も確立されており、専門機関との連携を通じて、その計画を改善・実施する体制も整っている。	
III-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	事業者は指導計画の見直しに関して、組織的に定められた手順を実施しており、実施の時期や関係職員による検討会議を行っている。また、変更後の計画内容の周知手順や緊急時の対応策も整備されていることが確認できる。さらに、子ども・保護者のニーズに基づく保育の質向上を目指した取組や評価結果の次期計画への反映も行われている。これらの総合的な取り組みにより、指導計画の評価と見直しが体系的に実施されていると判断される。	
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	事業者は、子どもの発達状況や生活状況等を独自の様式で把握し記録していることが確認できる。さらに、個別の指導計画にもとづく保育の実施が記録で明確にされており、記録の統一性を保つための工夫もされている。また、保育所内の情報の流れが明確化され、定期的な情報共有の会議やネットワークを通じての情報共有の仕組みが整備されていることから、子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されていると判断される。	
III-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	事業者は個人情報保護のための規程を整備し、子どもの記録の保管・保存・廃棄の管理体制を適切に実施していることが確認される。特に、個人情報保護に関するマニュアルを基に職員への教育が行われ、施設長による鍵のかかる場所での保管が徹底されている。また、保護者への情報開示についてもルールを定め、パンフレットや活動報告の掲示を通じて情報提供がされている。このような取組により、個人情報の不適正な利用や漏えいが防止されていると判断される。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	事業者の全体的な計画は児童憲章や子どもの権利に関する条約に基づいており、保育所の理念や方針を忠実に反映している。さらに、子どもの発達過程や家庭の状況、地域の実態を考慮しており、保育に関わる職員全員が参画して作成していることが確認できる。また、定期的な評価を行い、それを次回の計画作成に生かしている。これにより、理念や方針が一貫的に保たれた保育実践がなされていると判断できるため、該当の評価に位置づけられる。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	事業者は、子ども一人ひとりが落ち着いて生活できる空間を準備し、プライバシーの保護に重きを置いている。さらに、温度や湿度などの環境管理や設備の衛生管理に努めているほか、家具や遊具の素材・配置を工夫している。トイレや手洗い場の設備においても、明るく清潔で安全性が確保されており、子どもが利用しやすい環境が整えられている。これらの取り組みにより、清潔で安全な環境が提供され、子どもが安心して心地よく生活できる場が確保されていると判断される。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	取組内容では、すべての子どもの個別性と尊厳を重視し、生活の細部まで配慮を行っていることが明示されている。また、子どもたちが安心して感情を語ることができる環境を整え、共感的な保育を実践していることが評価される。評価の着眼点においても、子どもの発達や家庭環境などの個人差を尊重し、適切な言葉遣いや対応がなされていることが確認でき、多様な子どものニーズにしっかりと応えていると言える。かつ、個別性を考慮した丁寧な保育がなされている点から、この評価に値すると判断した。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	この取り組みでは、子どもの発達や体調に合わせた援助が行われ、子ども自身が生活習慣を身につけられるようにする工夫が見られる。具体的には、活動と休息のバランスをとり、一人ひとりの生活を尊重する取り組みが行われている。さらに、子どもたちが何をすべきかを理解し、自分で行動する力を育むために、説明と働きかけが適切に行われているため、子どもが基本的な生活習慣を身につけるための環境が十分に整備されていると判断される。	
A-1-（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
（コメント）	取り組みでは、子どもが主体的に関われる環境が整備され、自分で考え、選び、行動できる保育が実践されていることがわかる。また、子どもの意欲を尊重し、遊びを通して社会性を育む工夫がされている。保育教諭との関わりや他の子どもとの関わりを大切にし、心身の成長を促すための環境が整えられている。さらに、身近な自然にふれる機会も意識している点が評価される。これにより、子どもたちが主体的に活動し豊かな経験を積むことができると判断される。	

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、0歳児が過ごす環境において、食事や排泄、睡眠、遊びのそれぞれが安心できる特定の大人と1対1の関係で行われている。また、保育士による愛情と応答性、共感性を重視し、一貫性を持って安全感と安心感が保障されていることが明記されている。加えて、0歳児が興味や関心を持つことができる環境を提供し、家庭との連携を密にしている点も、高く評価されるべきである。さらに、6つの評価の着眼点全てにチェックがついていることから、総合的に適切な保育環境が整えられていると判断できる。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、一人ひとりの子どもの発達や特性を把握し、安全な環境のもとで子どもの自分でやりたいという気持ちを尊重する取り組みを行っている。具体的には、探索活動が十分にできるように環境を整えるとともに、保育教諭が遊びを見守り、子どもの自我や成長に応じた適切な関わりを実施している。さらに、子ども同士の関わりにおいても保育教諭が仲立ちとなり、他児の存在を尊重し自分自身も大切に感じられるような承認を行うなど、子どもの心と体の健康を総合的に支えている。以上の点から、保育の内容や方法において適切な環境を整えていると判断される。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は3歳児から5歳児までの保育について、それぞれの年齢に応じた適切な環境を整備し、保育士の適切な関わりをもって保育を行っている。3歳児は基本的な習慣や態度を身につけること、4歳児は自分らしさを発揮できる環境の整備、5歳児は協力して取り組む姿勢を養うことに配慮している。また、保護者や地域、就学先の小学校との連携も図られており、子どもの育ちや活動についての情報共有がされている。これらの点から、保育の内容や方法に十分配慮がなされていると判断される。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、障がいのある子どもが安心して生活できるような環境を整備し、保育の内容や方法に細心の配慮を行っている。具体的には、スロープや車椅子用トイレといった設備の整備や、障がいのある子ども個別の指導計画の作成がある。計画に基づく保育も行われており、必要に応じて見直しが行われている。さらに、関係機関や専門機関からの相談・助言を受け、職員が研修等を通じて適切な知識や情報を取得している。また、保護者との連携も密にしており、保育所の保護者への適切な情報伝達の取組も行われている。子ども同士の関わりにも配慮し、共に成長できるような環境を提供していることから、基準aに適合する。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、子どもが家庭的で安心して過ごせる環境を提供する姿勢を示しており、取組内容においても「施設がこどもに合わせる」という方針が明確である。異年齢保育の導入により共に育ち合う環境づくりが進められ、また、それにより年齢の異なる子どもたちが自然な成長を促すことができている。設問の評価の着眼点においても、すべての項目にチェックがついていることから、子どもの在園時間や生活リズムに配慮した環境整備が十分に行われていると判断される。	

A-1- (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは小学校との連携を重視し、就学を見通した計画に基づいた活動が行われている。具体的な内容として、計画には小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が実施されていることが確認できる。また、子どもや保護者が小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられており、さらには保育士と小学校教員が合同研修を行うなど、就学に向けた連携も図られている。これにより、就学に向けた取り組みが十分に行われていると判断される。	
A-1- (3) 健康管理		
A-1- (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	取り組みが非常に充実しており、子どもの健康管理において適切な実施体制が確立されていることから、高い評価がなされる。具体的には、子どもの健康管理に関するマニュアルに基づき、一人ひとりの子どもの健康状態が把握されている。また、保護者との密な連携により、健康情報の共有が継続的に行われ、必要に応じて医療機関と連携した適切な対応もとられている。職員と保護者の双方が乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を持ち、日常の活動で予防策が講じられている点も評価できる。これらの取組みによって、個別の健康状態の把握のみならず、組織全体としての健康管理体制の強化が見受けられる。	
A-1- (3) -②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	取り組みにおいて、内科検診や歯科検診を定期的を実施し、その結果を適切に記録していることが確認できる。また、結果や傾向を職員間で共有し、具体的な対応策として歯磨き指導や食生活に関する健康教育を実施していることから、保育にも有効に反映されていると判断できる。さらに、検診の結果を保護者と共有し、家庭での生活にも生かすことで保護者との連携も図られている。このように、健康診断・歯科健診の結果が保育に反映され、保護者との連携も十分に取られているため、評価基準aに該当すると判断される。	
A-1- (3) -③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対して、保育所では「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、適切な対応を行っている。具体的には、子どもの状況に応じて医師の指示を受け、保護者との密な連携を図ることで、適切な保育環境が整えられている。また、他の子どもたちと異なる食事提供時の配慮や、職員への研修を通じて、安全かつ質の高い対応が確認できる。さらに、アレルギー疾患等の理解促進にも努められており、組織的かつ包括的な取り組みが伺える。	
A-1- (4) 食事		
A-1- (4) -①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	事業者は食事を楽しむことができるように、工夫がなされていることが確認できる。具体的には、食育を年間通じた活動の一環として位置付け、食材に触れたり、クッキングをしたりする機会を提供している。さらに、子どもの発達段階に応じて、適切な環境と援助を提供しており、食器や食事量に配慮している。また、家庭との連携を図り、保護者との交流の機会も設けられている。これらの取組により、子どもが楽しく食事をするための工夫が十分に行われている。	

A-1- (4) -②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、子どもの一人ひとりの発育状況や体調を考慮した献立や調理の工夫を行っている点に優れている。また、子どもの食べる量や好き嫌いの把握も行われており、残食の調査記録や検食簿を活用した献立改善が確認できる。季節感や地域の食文化、行事食を取り入れるなど、多様性に富んだ献立を提供している。栄養士や調理員が直接子どもの食事の様子を観察し、評価を反映する体制が整っており、衛生管理のマニュアルに基づく適切な管理も行われている。これらの要素から、安心して食べることができる食事提供が確立されていると評価できる。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2- (1) 家庭との緊密な連携		
A-2- (1) -①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	事業者は、子どもの生活を充実させるために家庭との連携を積極的に行っていることが明らかである。具体的には、連絡帳や日常の送迎時の対話を通じて家庭との日常的な情報交換が行われており、保育の意図や保育内容についても保護者の理解を得る機会が設けられている。また、園全体で懇談会や保育参観、個別な保育参加の機会を提供し、保護者と子どもの成長を共有する取り組みも支援されている。これらの取り組みによって、家庭と園との適切な連携が確立されている。さらに、家庭の状況や保護者との情報交換の内容は定期的に記録され、職員間で共有されているため、組織的にも連携が効率的に機能している。これにより、家庭との連携が十分に取れていることが確認されている。	
A-2- (2) 保護者等の支援		
A-2- (2) -①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	事業者は、保護者が安心して子育てできるようにするための支援体制をしっかりと整えている。具体的には、施設長や主任保育士、主担、担任が役割分担をして保護者との相談体制を常に整えている。また、実践や研修を通じて、職員の聴くスキルの向上に努めており、相談に応じた内容を適切に記録し、OJTを活用したり関係職員で共有することにより組織的に支援を行っている。これらの取組に基づき、保護者に対して質の高い支援が提供されていると判断できる。	
A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	子ども園では、子どもの心身の状態や家庭の状況を把握する体制が整っており、職員は早期発見・早期対応に努めている。さらに虐待となる恐れがある場合の保護者への予防的支援や、速やかな情報共有と協議体制が整備されている。職員研修やマニュアルの整備も行われており、関係機関との連携も日常的に図られていることから、家庭での虐待等権利侵害の疑いに対する包括的な取り組みが実施されていることが伺える。	

		評価結果
A－3 保育の質の向上		
A－3－（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（１）-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
（コメント）	事業者は、人事考課制度に基づき、保育士等が主体的に自らの保育実践を振り返っている状況が確認できる。具体的には、年に2回の自己評価に加え、上司評価と面接を通じて新たな課題と目標を設定し、個人と組織の成長を促進している。また、日常の保育の振り返りとして、クラス会議やカリキュラム会議、学期末反省会議が行われ、継続的な学び合いが実施されている。これら取り組みが主体的かつ組織的に行われており、保育実践の改善や専門性の向上、さらに保育内容の質を高めることに貢献している。視点をこども中心に考慮していることも評価され、保育の質向上につながっていると判断される。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
（コメント）	事業者の取り組みは、就業規則に体罰等の禁止を明記し、体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況についての研修を実施していることから、体罰等の不適切な対応を防止し、早期発見に十分に取り組んでいると判断される。職員同士での定期的な対話やOJT、研修の機会を利用して、職員の人権意識と援助技術の向上を図っていることは、体罰等の防止に効果的であり、このような取り組みにより、適切な指導と相応の対応が確保されていることが確認できる。これにより、組織全体で体罰等の不適切な行動を防止するための包括的な取り組みが行われていると判断される。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	事業者の全体的な計画は児童憲章や子どもの権利に関する条約に基づいており、保育所の理念や方針を忠実に反映している。さらに、子どもの発達過程や家庭の状況、地域の実態を考慮しており、保育に関わる職員全員が参画して作成していることが確認できる。また、定期的な評価を行い、それを次回の計画作成に生かしている。これにより、理念や方針が一貫的に保たれた保育実践がなされていると判断できるため、該当の評価に位置づけられる。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	事業者は、子ども一人ひとりが落ち着いて生活できる空間を準備し、プライバシーの保護に重きを置いている。さらに、温度や湿度などの環境管理や設備の衛生管理に努めているほか、家具や遊具の素材・配置を工夫している。トイレや手洗い場の設備においても、明るく清潔で安全性が確保されており、子どもが利用しやすい環境が整えられている。これらの取り組みにより、清潔で安全な環境が提供され、子どもが安心して心地よく生活できる場が確保されていると判断される。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	取組内容では、すべての子どもの個別性と尊厳を重視し、生活の細部まで配慮を行っていることが明示されている。また、子どもたちが安心して感情を語ることができる環境を整え、共感的な保育を実践していることが評価される。評価の着眼点においても、子どもの発達や家庭環境などの個人差を尊重し、適切な言葉遣いや対応がなされていることが確認でき、多様な子どものニーズにしっかりと応えていると言える。かつ、個別性を考慮した丁寧な保育がなされている点から、この評価に値すると判断した。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	この取り組みでは、子どもの発達や体調に合わせた援助が行われ、子ども自身が生活習慣を身につけられるようにする工夫が見られる。具体的には、活動と休息のバランスをとり、一人ひとりの生活を尊重する取り組みが行われている。さらに、子どもたちが何をすべきかを理解し、自分で行動する力を育むために、説明と働きかけが適切に行われているため、子どもが基本的な生活習慣を身につけるための環境が十分に整備されていると判断される。	
A-1-（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
（コメント）	取り組みでは、子どもが主体的に関われる環境が整備され、自分で考え、選び、行動できる保育が実践されていることがわかる。また、子どもの意欲を尊重し、遊びを通して社会性を育む工夫がされている。保育教諭との関わりや他の子どもとの関わりを大切にし、心身の成長を促すための環境が整えられている。さらに、身近な自然にふれる機会も意識している点が評価される。これにより、子どもたちが主体的に活動し豊かな経験を積むことができると判断される。	

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、0歳児が過ごす環境において、食事や排泄、睡眠、遊びのそれぞれが安心できる特定の大人と1対1の関係で行われている。また、保育士による愛情と応答性、共感性を重視し、一貫性を持って安全感と安心感が保障されていることが明記されている。加えて、0歳児が興味や関心を持つことができる環境を提供し、家庭との連携を密にしている点も、高く評価されるべきである。さらに、6つの評価の着眼点全てにチェックがついていることから、総合的に適切な保育環境が整えられていると判断できる。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、一人ひとりの子どもの発達や特性を把握し、安全な環境のもとで子どもの自分でやりたいという気持ちを尊重する取り組みを行っている。具体的には、探索活動が十分にできるように環境を整えるとともに、保育教諭が遊びを見守り、子どもの自我や成長に応じた適切な関わりを実施している。さらに、子ども同士の関わりにおいても保育教諭が仲立ちとなり、他児の存在を尊重し自分自身も大切に感じられるような承認を行うなど、子どもの心と体の健康を総合的に支えている。以上の点から、保育の内容や方法において適切な環境を整えていると判断される。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は3歳児から5歳児までの保育について、それぞれの年齢に応じた適切な環境を整備し、保育士の適切な関わりをもって保育を行っている。3歳児は基本的な習慣や態度を身につけること、4歳児は自分らしさを発揮できる環境の整備、5歳児は協力して取り組む姿勢を養うことに配慮している。また、保護者や地域、就学先の小学校との連携も図られており、子どもの育ちや活動についての情報共有がされている。これらの点から、保育の内容や方法に十分配慮がなされていると判断される。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、障がいのある子どもが安心して生活できるような環境を整備し、保育の内容や方法に細心の配慮を行っている。具体的には、スロープや車椅子用トイレといった設備の整備や、障がいのある子ども個別の指導計画の作成がある。計画に基づく保育も行われており、必要に応じて見直しが行われている。さらに、関係機関や専門機関からの相談・助言を受け、職員が研修等を通じて適切な知識や情報を取得している。また、保護者との連携も密にしており、保育所の保護者への適切な情報伝達の取組も行われている。子ども同士の関わりにも配慮し、共に成長できるような環境を提供していることから、基準aに適合する。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、子どもが家庭的で安心して過ごせる環境を提供する姿勢を示しており、取組内容においても「施設がこどもに合わせる」という方針が明確である。異年齢保育の導入により共に育ち合う環境づくりが進められ、また、それにより年齢の異なる子どもたちが自然な成長を促すことができている。設問の評価の着眼点においても、すべての項目にチェックがついていることから、子どもの在園時間や生活リズムに配慮した環境整備が十分に行われていると判断される。	

A-1- (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは小学校との連携を重視し、就学を見通した計画に基づいた活動が行われている。具体的な内容として、計画には小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が実施されていることが確認できる。また、子どもや保護者が小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられており、さらには保育士と小学校教員が合同研修を行うなど、就学に向けた連携も図られている。これにより、就学に向けた取り組みが十分に行われていると判断される。	
A-1- (3) 健康管理		
A-1- (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	取り組みが非常に充実しており、子どもの健康管理において適切な実施体制が確立されていることから、高い評価がなされる。具体的には、子どもの健康管理に関するマニュアルに基づき、一人ひとりの子どもの健康状態が把握されている。また、保護者との密な連携により、健康情報の共有が継続的に行われ、必要に応じて医療機関と連携した適切な対応もとられている。職員と保護者の双方が乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を持ち、日常の活動で予防策が講じられている点も評価できる。これらの取組みによって、個別の健康状態の把握のみならず、組織全体としての健康管理体制の強化が見受けられる。	
A-1- (3) -②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	取り組みにおいて、内科検診や歯科検診を定期的実施し、その結果を適切に記録していることが確認できる。また、結果や傾向を職員間で共有し、具体的な対応策として歯磨き指導や食生活に関する健康教育を実施していることから、保育にも有効に反映されていると判断できる。さらに、検診の結果を保護者と共有し、家庭での生活にも生かすことで保護者との連携も図られている。このように、健康診断・歯科健診の結果が保育に反映され、保護者との連携も十分に取られているため、評価基準aに該当すると判断される。	
A-1- (3) -③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対して、保育所では「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、適切な対応を行っている。具体的には、子どもの状況に応じて医師の指示を受け、保護者との密な連携を図ること、適切な保育環境が整えられている。また、他の子どもたちと異なる食事提供時の配慮や、職員への研修を通じて、安全かつ質の高い対応が確認できる。さらに、アレルギー疾患等の理解促進にも努められており、組織的かつ包括的な取り組みが伺える。	
A-1- (4) 食事		
A-1- (4) -①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	事業者は食事を楽しむことができるように、工夫がなされていることが確認できる。具体的には、食育を年間通じた活動の一環として位置付け、食材に触れたり、クッキングをしたりする機会を提供している。さらに、子どもの発達段階に応じて、適切な環境と援助を提供しており、食器や食事量に配慮している。また、家庭との連携を図り、保護者との交流の機会も設けられている。これらの取組により、子どもが楽しく食事をするための工夫が十分に行われている。	

A-1- (4) -②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、子どもの一人ひとりの発育状況や体調を考慮した献立や調理の工夫を行っている点に優れている。また、子どもの食べる量や好き嫌いの把握も行われており、残食の調査記録や検食簿を活用した献立改善が確認できる。季節感や地域の食文化、行事食を取り入れるなど、多様性に富んだ献立を提供している。栄養士や調理員が直接子どもの食事の様子を観察し、評価を反映する体制が整っており、衛生管理のマニュアルに基づく適切な管理も行われている。これらの要素から、安心して食べることができる食事提供が確立されていると評価できる。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2- (1) 家庭との緊密な連携		
A-2- (1) -①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	事業者は、子どもの生活を充実させるために家庭との連携を積極的に行っていることが明らかである。具体的には、連絡帳や日常の送迎時の対話を通じて家庭との日常的な情報交換が行われており、保育の意図や保育内容についても保護者の理解を得る機会が設けられている。また、園全体で懇談会や保育参観、個別な保育参加の機会を提供し、保護者と子どもの成長を共有する取り組みも支援されている。これらの取り組みによって、家庭と園との適切な連携が確立されている。さらに、家庭の状況や保護者との情報交換の内容は定期的に記録され、職員間で共有されているため、組織的にも連携が効率的に機能している。これにより、家庭との連携が十分に取れていることが確認されている。	
A-2- (2) 保護者等の支援		
A-2- (2) -①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	事業者は、保護者が安心して子育てできるようにするための支援体制をしっかりと整えている。具体的には、施設長や主任保育士、主担、担任が役割分担をして保護者との相談体制を常に整えている。また、実践や研修を通じて、職員の聴くスキルの向上に努めており、相談に応じた内容を適切に記録し、OJTを活用したり関係職員で共有することにより組織的に支援を行っている。これらの取組に基づき、保護者に対して質の高い支援が提供されていると判断できる。	
A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	子ども園では、子どもの心身の状態や家庭の状況を把握する体制が整っており、職員は早期発見・早期対応に努めている。さらに虐待となる恐れがある場合の保護者への予防的支援や、速やかな情報共有と協議体制が整備されている。職員研修やマニュアルの整備も行われており、関係機関との連携も日常的に図られていることから、家庭での虐待等権利侵害の疑いに対する包括的な取り組みが実施されていることが伺える。	

		評価結果
A－3 保育の質の向上		
A－3－（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（１）-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
（コメント）	事業者は、人事考課制度に基づき、保育士等が主体的に自らの保育実践を振り返っている状況が確認できる。具体的には、年に2回の自己評価に加え、上司評価と面接を通じて新たな課題と目標を設定し、個人と組織の成長を促進している。また、日常の保育の振り返りとして、クラス会議やカリキュラム会議、学期末反省会議が行われ、継続的な学び合いが実施されている。これら取り組みが主体的かつ組織的に行われており、保育実践の改善や専門性の向上、さらに保育内容の質を高めることに貢献している。視点をこども中心に考慮していることも評価され、保育の質向上につながっていると判断される。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
（コメント）	事業者の取り組みは、就業規則に体罰等の禁止を明記し、体罰や暴言、威嚇等が起こりやすい状況についての研修を実施していることから、体罰等の不適切な対応を防止し、早期発見に十分に取り組んでいると判断される。職員同士での定期的な対話やOJT、研修の機会を利用して、職員の人権意識と援助技術の向上を図っていることは、体罰等の防止に効果的であり、このような取り組みにより、適切な指導と相応の対応が確保されていることが確認できる。これにより、組織全体で体罰等の不適切な行動を防止するための包括的な取り組みが行われていると判断される。	

利用者（保護者）への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	42人
調査方法	Webフォームアンケート（記名なし）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

1. 多文化・多言語の前提に立った全体評価

当園は外国籍の方が半数以上という構成である。アンケート自由記述では、園内環境の快適さや屋外活動・遠足など多様な体験への満足が繰り返し記され、子どもが「のびのび」過ごしている実感が強い。実際に「園内は綺麗で木の温もりを感じる」「のびのびしている」「遠足などいろんな経験をさせてもらえる」との肯定的記載が確認でき、活動の多様性が文化背景の異なる家庭にも等しく評価されていると受け止められる。職員に対しては「先生たちがとても優しく」「保護者への連絡や情報共有がしっかり」との声があり、言語・文化差異がある中でも“安心して預けられる”という土台が形成されている。

2. 情報共有：内容の「見える化」と理解しやすい伝達

情報共有は概ね肯定されつつ、「より詳しく説明が欲しい」「その日の個人の様子を知りたい」との要望が複数みられる。また、選択肢回答の一部に「わかりません」が見られる設問もあり、情報の伝わり方・理解のしやすさにばらつきがあることがうかがえる。多国籍の保護者構成という前提に立てば、当日の活動・食事・睡眠・体調のポイントを短文・定型で示す既存の枠組みに、写真・ビクト・やさしい日本語等を重ねる「見える化」を強めることが、要望（詳しさ）と理解容易性（言語多様性）の双方に資すると考える。

3. 健康・安全情報：速報性と具体性の両立

「クラスで何か病気が流行りだしたら教えてほしい」「感染症が流行の時期は他クラスと過ごすことを避けてほしい」など、健康情報の“クラス単位の迅速な共有”と“交流設計の調整”を求める声がある。園外散歩に関しても「危ない人がいないか気をつけて見てほしい」との具体的な要望が挙がっている。外国籍家庭が多い状況では、感染症名・症状・登園目安などの専門語が理解の壁になりやすい。ゆえに、既に示されている“早めの周知”ニーズに沿って、クラスごとの簡潔な速報（平易語＋図解）を定型化すること、園外時の見守り方針を具体例で明文化することが、文化・言語差をまたいだ安心につながると考える。施設衛生では水回り配置等への指摘もあり、衛生動線の改善は多文化環境における安心感の基盤強化として有効である。

4. 子ども同士の関わりへの丁寧な伴走と説明

繰り返しの噛みつき・傷害への不安、対応強化や事実確認のうえでの声かけを求める切実な記載がある。当該要望は、安全確保と同時に“なぜその関わりになったのか”のプロセス説明を求める内容であり、文化・言語差がある家庭ほど経過理解の支援が安心に直結する。したがって、①発生・対応・再発防止の段階的整理、②当事者双方の権利擁護の視点、③家庭での声かけ例（簡潔日本語）の提示、といった「説明の見える化」により、異文化間でも納得可能性が高まると考える。なお、職員の基本姿勢については「子供達に対してちゃんと接してくれている」との信頼表明も並存している。

5. 保護者参加・行事運営：選択肢とアクセスの設計

保育参観の回数増を望む声と「懇談会はいらない」との簡素化意見が併存し、家庭事情・文化的な参加スタイルの違いが反映しているとみられる。また「送迎バスがあったらいい」という通園支援の提案もみられる。外国籍世帯が多い前提では、行事案内の多言語・ビクト化、参加方法（来園・オンライン・資料配布等）の選択肢化、懇談会旨の要点配布（平易日本語）が、参加の心理的・言語的ハードルを下げ、満足度の底上げに資すると考える。肯定的な環境評価（自然体験・遠足）を“誰もが参加しやすい形”で共有できれば、園の魅力がより広く伝わる。

総括

本園は、異なる言語・文化背景の保護者が多数を占める環境下においても、①温かな関わりと安定した日々の見取り、②自然体験・遠足等の多様な学び、③快適な環境による“のびのび”した生活が高く評価されている。一方で、「より詳しい説明」「当日の様子」「クラス単位の感染症情報」「園外時の安全配慮」「対応経過の明確化」といった要望が示され、理解容易性・速報性・具体性の強化が求められている。当園の利用者構成を踏まえ、情報と説明の「見える化」（平易日本語・図解・定型フォーマット）を進めること、行事・懇談の“選択肢化”で参加障壁を下げること、衛生動線等の物的改善を図ることは、既存の強みを損なうことなく、誰にとってもわかりやすく安全な園運営へとつながると評価する。全体として、前向きな満足と信頼は確立しており、文化・言語の多様性に即した伝達と参加設計を一層進めることで、安心・安全・成長実感の可視化がさらに高まると考える。